

中華人民共和国民法通則（抄録）

1986年4月12日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和國民法通則（抄録）

（1986年4月12日中華人民共和國主席令第37号公布）

第5章 民事權利

第3節 知の財産権

第94条 公民、法人は著作権（版權）を享有し、法により署名、発表、出版、報酬獲得などの権利がある。

第95条 公民、法人が法により取得した特許権は法律の保護を受ける。

第96条 法人、個人経営者、個人組合が法により取得した商標専用権は法律の保護を受ける。

第97条 公民は自分の発見に対し発見権を享有する。発見者は発見証書、賞金またはその他の褒賞の受領を申請する権利がある。

公民は自分の発明またはその他の科学技術成果に対し、榮譽証書、賞金またはその他の褒賞の受領を申請する権利がある。

第6章 民事責任

第3節 権利侵害の民事責任

第118条 公民、法人はその著作権(版權)、特許権、商標専用権、発見権、発明権及びその他の科学技術成果権が剽窃、改竄、偽りなどの侵害を受けた場合、侵害停止、影響除去、損害賠償を請求する権利がある。